平成２４年（フ）第２３７号
静岡県浜松市西区伊左地町2731番地の１
破産者　有限会社タカオートコレクション
１　決定年月日　平成24年11月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第９４号
愛知県犬山市天神町１丁目13番地の１
破産者　有限会社大栄百貨店
１　決定年月日　平成24年11月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１９１号
和歌山県岩出市備前40番地３
破産者　有限会社プチキラ
１　決定年月日　平成24年11月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１９５号
和歌山市中之島778番地
破産者　有限会社上中木工所
１　決定年月日　平成24年11月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２８７２号
大阪市城東区中央３丁目10―20　シャルマンコーポ野江１号館805号室、申立時の住所大阪府池田市畑１丁目６番21号　千富コーポ103号
破産者　藤澤　豊彦
１　破産債権の届出期間　平成24年12月14日まで
２　一般調査期日　平成25年１月28日午後３時30分
平成24年11月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７４１号
大阪府藤井寺市岡１丁目２番２号ファイバーコート河織302号室、開始時の住所大阪府松原市田井城５丁目４番21号
破産者　西田　一夫
１　破産債権の届出期間　平成24年12月21日まで
２　一般調査期日　平成25年２月25日午前11時30分
平成24年11月７日
大阪地方裁判所堺支部破産係

債権者集会招集

平成２２年（フ）第１４１４号
最後の住所大阪市中央区高麗橋１―７―７ザ北浜タワー3011、住民票上の住所兵庫県西宮市西平町11番29号
破産者　被相続人亡青野秀治相続財産
１　期日　平成24年12月５日午前11時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年11月７日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第２１０号
山口県防府市今市町２番１号
破産者　有由　浩子
異議申述期間　平成24年12月13日まで
平成24年11月８日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
山口市三和町16番27号
破産者　窪田　憲次
異議申述期間　平成24年12月13日まで
平成24年11月８日
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１３１号
愛知県岡崎市古部町字竹ノ花11番地
破産者　宇津野浩司
免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
平成24年11月８日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第３０１４号
大阪市中央区本町２丁目６番10号
清算株式会社　株式会社エイジェックストアマネジメント
代表清算人　白石　　学
１　決定年月日　平成24年11月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（ヒ）第３０１５号
大阪市西区西本町１丁目５番３号
清算株式会社　畿内総合信用保証株式会社
代表清算人　山西　美明
１　決定年月日　平成24年11月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２６号
札幌市白石区本通１丁目北３番37号
清算株式会社　札幌興産株式会社
代表清算人　丸山　　忠
１　決定年月日　平成24年11月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（ヒ）第１９号
京都市左京区下鴨宮崎町166番地10
清算株式会社　株式会社飛鳥
１　決定年月日　平成24年11月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

更生手続終結

平成２３年（ミ）第１号
京都府宇治市五ケ庄広岡谷４番地
更生会社　オレンジシガ株式会社
管財人　木内　道祥
１　決定年月日　平成24年10月31日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権の総額の３分の２以上の額の弁済がされ、更生計画に不履行が生じていない。
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２４年（再）第２号
兵庫県姫路市五軒邸４丁目80番地
再生債務者　花畑健二郎
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　神戸市中央区海岸通３番地　ＮＯＦ神戸海岸ビル９階　藤井伊久雄法律事務所　弁護士　藤井伊久雄
平成24年11月５日　神戸地方裁判所姫路支部

監督命令変更

平成２４年（再）第２号
神戸市東灘区魚崎浜町27番地24
再生債務者　神戸フェニックス生コンクリート株式会社
主文　平成24年３月12日にした監督命令の主文第４項を「４　再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。⑴　重要な財産の処分及び譲受け　⑵　多額の借財」と変更する。
平成24年11月５日
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第３号
岐阜市柳津町北塚４丁目41番地の３
再生債務者　中村精工株式会社
１　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年12月４日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年１月４日から平成25年１月15日まで
岐阜地方裁判所民事部